※解体工事業の場合

解体工事業に係る登録などに関する省令第８条（標識の掲示）

解体工事業者登録票	
商号，名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

35cm以上

40cm以上

技術管理者の氏名は，解体工事の現場に場合にあたっては，当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。